

名古屋市個人情報保護条例施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、名古屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市条例第26号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例第2条第5号ただし書の規則で定める処理)

第2条 条例第2条第5号ただし書の規則で定める処理は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 専ら文章を作成するための処理
- (2) 専ら文書、図画又は電磁的記録の内容を記録するための処理
- (3) 製版その他の専ら印刷物を製作するための処理
- (4) 専ら文書、図画又は電磁的記録の内容の伝達を電気通信の方法により行うための処理

(個人情報取扱事務の届出)

第3条 条例第6条第1項第9号の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 個人情報データファイル（条例第72条第2項に規定する個人情報データファイルをいう。）を保有するときは、その名称
- (2) 保有個人情報を実施機関以外のものに経常的に提供するとき（保有個人情報の取扱いを委託するときを除く。）は、その提供先
- (3) 条例第15条ただし書の規定による電子計算機の結合を行うときは、その旨
- (4) 保有個人情報の取扱いを実施機関以外のものに委託するときは、その旨

2 条例第6条第4項の規定による公表は、市民情報センター（以下「センター」という。）において一般の閲覧に供するほか、インターネットを利用して行うものとする。

3 本市が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）が条例第6条第1項から第3項までの規定により市長に届け出た事項については、当該法人において一般の閲覧に供するものとする。

4 条例第6条第5項第3号の規則で定める個人情報取扱事務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 本市の職員若しくは職員であった者又は本市が設立した地方独立行政法人の役員若しくは職員若しくは役員若しくは職員であった者（以下「職員等」という。）の届出等に含まれる被扶養者その他の職員等の親族に係る保有個人情報を取り扱う事務

(2) 条例第6条第5項第1号に規定する事項及び前号に規定する保有個人情報を併せて取り扱う事務

（社会的差別の原因となるおそれがあるとする事項の告示）

第4条 市長は、条例第9条の規定により社会的差別の原因となるおそれがあるとする事項を定めたときは、速やかに告示しなければならない。

（条例第14条第2項ただし書の規則で定める電子計算機処理）

第5条 条例第14条第2項ただし書の規則で定める電子計算機処理は、次に掲げるとおりとする。

(1) 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために行う個人情報の電子計算機処理であって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録する電磁的記録を作成し、及び利用するもの

(2) 職員（本市が設立した地方独立行政法人の役員を含む。次号において同じ。）が単独で行う個人情報の電子計算機処理であって、専ら自己の職務の遂行を目的として当該個人情報を実施機関の内部で利用するために行うもの

(3) 職員が専ら学術研究の用に供するためその発意に基づき行う個人情報の電子計算機処理

(4) 情報を所管する課等（課、室及び公所等（課を置かないものに限る。）をいう。）の長が管理する電子計算機のみによって行われる個人情報の電子計算機処理であって、別に定める基準に該当し、当該個人情報の利用を実施機関の内部に限るもの

(5) 取り扱われる個人情報が、事業を営む個人の当該事業に関する情報、公務員等（条例第20条第1項第3号に規定する公務員等をいう。）の職務の

遂行に係る情報その他市長が定める個人情報のみである電子計算機処理
(開示請求の手続)

第6条 条例第19条第1項第3号の規則で定める事項は、保有個人情報の開示の方法とする。

2 条例第19条第1項の規定による請求書の提出は、個人情報開示請求書(第1号様式)により、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に掲げる場所(以下「受付場所」という。)を經由して行うものとする。

(1) 実施機関が本市が設立した地方独立行政法人以外の場合 センター

(2) 実施機関が本市が設立した地方独立行政法人の場合 当該実施機関が定める場所又はセンター

3 条例第19条第2項(条例第29条第3項、第34条第3項及び第42条第2項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による本人であることの証明は、次に掲げる書類のいずれかを提示し、又は提出することにより行うものとする。

(1) 開示請求書に記載されている開示請求をする者の氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載されている運転免許証、個人番号カード、在留カード、特別永住者証明書、旅券又は官公庁等の発行した書類その他これに準ずるものであって、市長が適当であると認めるもの(いずれも写真の表示されているものに限り、有効期限又は有効期間があるものにあつては有効なもの、それ以外のものにあつては証明する日前6月以内に作成されたものに限る。)

(2) 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示することができない場合にあつては、アに掲げる書類のいずれか及びイに掲げる書類のいずれか(イに掲げる書類を提示し、又は提出することができない場合にあつては、アに掲げる書類のいずれか2。いずれも有効期限又は有効期間があるものにあつては有効なもの、それ以外のものにあつては証明する日前6月以内に作成されたものに限る。)

ア 開示請求書に記載されている開示請求をする者の氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載されている健康保険等の被保険者証、国民年金等の手帳又は年金証書その他法令等の規定により交付された書類であつて、

当該請求をする者が本人であることを確認するに足りるもの

イ 公の機関が発行した資格証明書、学生証又は会社の身分証明書（いずれも写真の表示されているもので、写真の変更ができないように特殊加工されているものに限る。）

(3) 前2号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示することができない場合にあっては、実施機関から本人の住民票に記載された住所宛てに送付される照会文書に対する回答文書であって、当該照会文書発送の日から2月を経過しないもの

4 条例第19条第2項の規定による代理人であることの証明は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に掲げる書類を提示し、又は提出することにより行うものとする。

(1) 当該代理人が法定代理人の場合 次に掲げる区分に従い、それぞれ次に掲げる書類のいずれか及び本人の戸籍の抄本その他の法定代理人であることを証明する書類

ア 当該法定代理人が自然人の場合 当該法定代理人に係る前項各号に規定する書類のいずれか

イ 当該法定代理人が法人の場合 開示請求の申請をする者が当該法人を代表していることを証明する書類

(2) 当該代理人が本人の委任による代理人の場合 次に掲げる区分に従い、それぞれ次に掲げる書類のいずれか及び委任状並びに本人に係る前項各号に規定する書類のいずれか又はその写し

ア 当該本人の委任による代理人が自然人の場合 当該代理人に係る前項各号に規定する書類のいずれか

イ 当該本人の委任による代理人が法人の場合 開示請求の申請をする者が当該法人を代表していることを証明する書類

5 開示請求をした代理人は、当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を当該開示請求をした実施機関（条例第27条第1項の規定による通知があった場合にあっては移送を受けた実施機関）に届け出なければならない。

6 前項の規定による届出があったときは、当該開示請求は、取り下げられた

ものとみなす。

(個人情報開示決定通知書等)

第7条 条例第23条第1項の規則で定める事項は、保有個人情報の開示の方法とする。

2 条例第23条各項の規定による通知は、次の各号に掲げる場合につき、当該各号に定める通知書により行うものとする。

(1) 保有個人情報の全部を開示する旨の決定をした場合 個人情報開示決定通知書(第2号様式)

(2) 保有個人情報の一部を開示する旨の決定をした場合 個人情報一部開示決定通知書(第3号様式)

(3) 保有個人情報の全部を開示しない旨の決定をした場合 個人情報非開示決定通知書(第4号様式)

(開示決定等の期間の延長通知書)

第8条 条例第24条第2項の規定による通知は、個人情報開示決定等期間延長通知書(第5号様式)により行うものとする。

2 条例第25条の規定による通知は、個人情報開示決定等期間特例延長通知書(第6号様式)により行うものとする。

(開示請求に係る事案の移送の通知書)

第9条 条例第27条第1項の規定による通知は、個人情報開示請求事案移送通知書(第7号様式)により行うものとする。

(第三者保護に関する手続)

第10条 条例第28条第1項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 開示請求のあった年月日

(2) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

2 条例第28条第2項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 前項各号に掲げる事項

(2) 条例第28条第2項第1号又は第2号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由

3 条例第28条第1項又は第2項の規定による通知は、意見照会書(第8号様式)により行うものとする。

4 条例第28条第3項の規定による通知は、個人情報開示決定に係る通知書（第9号様式）により行うものとする。

（保有個人情報の開示場所）

第11条 条例第29条第1項の規定による開示は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に掲げる場所（以下「開示場所」という。）において行うものとする。ただし、開示場所において開示することに支障がある場合その他やむを得ない事由がある場合には、この限りでない。

(1) 実施機関が本市が設立した地方独立行政法人以外の場合 センター

(2) 実施機関が本市が設立した地方独立行政法人の場合 当該実施機関が定める場所

（保有個人情報の開示の方法等）

第12条 条例第29条第2項各号の規則で定める方法は、別表1のとおりとする。

2 保有個人情報が記載された行政文書を閲覧、視聴又は聴取する者は、当該行政文書を汚損し、又は破損してはならない。

3 市長又は実施機関は、前項の規定に違反する者に対し、当該行政文書の閲覧、視聴又は聴取の中止を命ずることができる。

4 保有個人情報が記録された行政文書の写しの交付の部数は、行政文書1件につき1部とする。

5 保有個人情報が記録された行政文書の閲覧は1回とする。ただし、実施機関が適当と認めるときはこの限りでない。

（費用の納付時期）

第13条 条例第32条に規定する費用は、前納しなければならない。

（訂正請求の手續）

第14条 条例第34条第1項の規定による請求書の提出は、個人情報訂正請求書（第10号様式）により受付場所を経由して行うものとする。

（個人情報訂正決定通知書等）

第15条 条例第36条第1項及び第2項の規定による通知は、次の各号に掲げる場合につき、当該各号に定める通知書により行うものとする。

(1) 保有個人情報の全部の訂正をする旨の決定をした場合 個人情報訂正決定通知書（第11号様式）

(2) 保有個人情報の一部の訂正をする旨の決定をした場合 個人情報一部訂正決定通知書（第12号様式）

(3) 保有個人情報の全部の訂正をしない旨の決定をした場合 個人情報非訂正決定通知書（第13号様式）

（訂正決定等の期間の延長通知書）

第16条 条例第37条第2項の規定による通知は、個人情報訂正決定等期間延長通知書（第14号様式）により行うものとする。

2 条例第38条第1項の規定による通知は、個人情報訂正決定等期間特例延長通知書（第15号様式）により行うものとする。

（訂正請求に係る事案の移送の通知書）

第17条 条例第39条第1項の規定による通知は、個人情報訂正請求事案移送通知書（第16号様式）により行うものとする。

（提供先への訂正の通知）

第18条 条例第40条の規定による通知は、個人情報の訂正に係る通知書（第17号様式）により行うものとする。

（消去・利用停止請求の手続）

第19条 条例第42条第1項の規定による請求書の提出は、個人情報消去・利用停止請求書（第18号様式）により受付場所を経由して行うものとする。

（個人情報消去・利用停止決定通知書等）

第20条 条例第44条第1項及び第2項の規定による通知は、次の各号に掲げる場合につき、当該各号に定める通知書により行うものとする。

(1) 保有個人情報の全部の消去・利用停止をする旨の決定をした場合 個人情報消去・利用停止決定通知書（第19号様式）

(2) 保有個人情報の一部の消去・利用停止をする旨の決定をした場合 個人情報一部消去・利用停止決定通知書（第20号様式）

(3) 保有個人情報の全部の消去・利用停止をしない旨の決定をした場合 個人情報非消去・利用停止決定通知書（第21号様式）

（消去・利用停止決定等の期間の延長通知書）

第21条 条例第45条第2項の規定による通知は、個人情報消去・利用停止決定等期間延長通知書（第22号様式）により行うものとする。

2 条例第46条第1項の規定による通知は、個人情報消去・利用停止決定等期間特例延長通知書（第23号様式）により行うものとする。

（提供先への消去・利用停止の通知）

第22条 条例第47条の規定による通知は、個人情報の消去・利用停止に係る通知書（第24号様式）により行うものとする。

（諮問をした旨の通知）

第23条 条例第49条の規定による通知は、審議会諮問通知書（第25号様式）により行うものとする。

（会議及び議事）

第24条 名古屋市個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上の者の出席がなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（小委員会）

第25条 条例第54条に規定する小委員会に委員長を置き、会長がこれを指名する。

2 条例第53条第2項及び第3項の規定は、小委員会の会議及び議事について準用する。この場合において、同条第2項及び第3項中「審議会」とあるのは「小委員会」と、「会長」とあるのは「委員長」と読み替えるものとする。

（庶務）

第26条 審議会の庶務は、スポーツ市民局において処理する。

（審議会の運営に関し必要な事項の委任）

第27条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

（出資法人等の範囲）

第28条 条例第63条第1項の規則で定める法人等は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第3項の法人（本市が設立した地方独立行政法人を除く。）及び別表2に掲げる法人等とする。

(本市が設立した地方独立行政法人が定める受付場所等)

第29条 本市が設立した地方独立行政法人は、第6条第2項第2号に規定する場所及び第11条第2号に規定する場所を定め、これを市長に報告するとともに、公表しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に実施機関が行っている個人情報取扱事務については、この規則の施行後速やかに、第3条第1項第1号、第2号及び第4号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

(名古屋市情報あんしん条例施行細則の一部改正)

3 名古屋市情報あんしん条例施行細則(平成16年名古屋市規則第50号)の一部を次のように改正する。

第14条中「名古屋市個人情報保護条例(平成8年名古屋市条例第28号)第7条第4項」を「名古屋市個人情報保護条例(平成17年名古屋市条例第26号)第9条」に改める。

第21条第5号中「又は訂正若しくは削除の請求」を「、訂正請求又は消去・利用停止請求」に改め、「第15条第1項又は第22条第1項」を「第23条各項、第36条第1項若しくは第2項又は第44条第1項若しくは第2項」に改める。

第50条中「第11条」を「第15条」に改める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成24年7月9日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市個人情報保護条例施行細則(以下「改正前規則」という。)の規定に基づいて提出されている

請求書は、この規則による改正後の名古屋市個人情報保護条例施行細則(以下「改正後規則」という。)の規定に基づいて提出されたものとみなす。

- 3 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条の3に規定する中長期在留者が所持する改正前規則第6条第3項第1号に掲げる外国人登録証明書は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成21年法律第79号。以下「改正法」という。)附則第15条第2項に規定する有効期間に限り、改正後規則第6条第3項第1号に掲げる在留カードとみなす。
- 4 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)に規定する特別永住者が所持する改正前規則第6条第3項第1号に掲げる外国人登録証明書は、改正法附則第28条第2項に規定する有効期間に限り、改正後規則第6条第3項第1号に掲げる特別永住者証明書とみなす。
- 5 この規則の施行の際現に改正前規則の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年10月5日から施行する。ただし、第6条第3項第1号の改正規定並びに第1号様式、第10号様式及び第18号様式の改正規定(「住民基本台帳カード」を「個人番号カード」に改める部分に限る。)は、平成28年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市個人情報保護条例施行細則(以下「改正前規則」という。)の規定に基づいて提出されている請求書は、この規則による改正後の名古屋市個人情報保護条例施行細則(以下「改正後規則」という。)の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前規則の規定に基づいて交付されている通知書は、改正後規則の規定に基づいて交付されたものとみなす。

- 4 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号）第19条の規定による改正前の住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の44第3項の規定により交付された住民基本台帳カードは、同条第9項の規定によりその効力を失う時又は当該住民基本台帳カードの交付を受けた者が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第17条第1項の規定により同法第2条第7項に規定する個人番号カードの交付を受ける時のいずれか早い時までの間に限り、改正後規則第6条第3項第1号に掲げる個人番号カードとみなす。
- 5 この規則の施行の際現に改正前規則の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行前にした処分又はこの規則の施行前にされた請求に係る不作為に係る不服申立てに関する諮問をした旨の通知については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成元年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表 1 (第12条関係)

行政文書の種別		開示の方法	
文書及び図画	文書及び図画（フィルムを除く。）	閲覧	
		写しの交付	
	フィルム マイクロフィルム	フィルム（マイクロフィルムを除く。）	視聴
		マイクロフィルム	閲覧 写しの交付（印刷物として出力されたものの写しの交付に限る。）
電磁的記録	録音テープ及び録音ディスク	聴取	
		写しの交付（録音カセットテープに複製したものの交付に限る。）	
	ビデオテープ及びビデオディスク	視聴	
		写しの交付（ビデオカセットテープに複製したものの交付に限る。）	
	その他の電磁的記録	閲覧（印刷物として出力されたものの閲覧に限る。）又は視聴	
		写しの交付（印刷物として出力されたものの写し又はフロッピーディスク若しくは光ディスクに複製したものの交付に限る。）	

備考 1 電磁的記録を写しの交付の方法により開示する場合の録音カセットテープ、ビデオカセットテープ、フロッピーディスク又は光ディスク

への複写は、実施機関が保有する機器及びプログラムにより行うものとする。

- 2 電磁的記録を閲覧又は写しの交付の方法により開示する場合の印刷物の出力は、実施機関が保有するプログラムにより行うものとする。

別表 2 (第28条関係)

名古屋市職員共済組合

名古屋市職員互助会

名古屋市交通局職員互助会

社会福祉法人名古屋市総合リハビリテーション事業団

社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会

社会福祉法人名古屋市千種区社会福祉協議会

社会福祉法人名古屋市東区社会福祉協議会

社会福祉法人名古屋市北区社会福祉協議会

社会福祉法人名古屋市西区社会福祉協議会

社会福祉法人名古屋市中村区社会福祉協議会

社会福祉法人名古屋市中区社会福祉協議会

社会福祉法人名古屋市昭和区社会福祉協議会

社会福祉法人名古屋市瑞穂区社会福祉協議会

社会福祉法人名古屋市熱田区社会福祉協議会

社会福祉法人名古屋市中川区社会福祉協議会

社会福祉法人名古屋市港区社会福祉協議会

社会福祉法人名古屋市南区社会福祉協議会

社会福祉法人名古屋市守山区社会福祉協議会

社会福祉法人名古屋市緑区社会福祉協議会

社会福祉法人名古屋市名東区社会福祉協議会

社会福祉法人名古屋市天白区社会福祉協議会